

岩手県告示第 158 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市稲瀬町字地藏堂 15 番地先から字前田 161 番 1 地先 まで	新	A 13.8～9.1 m	m 1,950.0
		B 38.4～16.8	2,069.3
	旧	A 13.8～9.1	1,950.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部
- (2) 期間 平成 20 年 3 月 7 日から同年 4 月 7 日まで